

の 研究 の

## 情報としての倒産公告の意義と問題点

佐藤 鉄 男\*

- I はじめに
- II 倒産の歴史と公告
- III 世界の倒産公告
- IV 倒産公告情報のプライバシー性
- V 倒産公告の今後

---

### I はじめに

倒産手続においては、手続の進行を広く周知させる意味で、裁判所がする公告が多用される。その影響の広がり是个々の事件によって差があるのは当然としても、倒産という現象は周囲に様々な影響を及ぼすことが避けられない。これをできるだけ秘密裡に、したがって基本的には個別の利害関係者との調整を集積させることで処理を済ませる、いわゆる私的整理が行われていることは確かであるが、一部の関係者との調整がつかない等の限界が伴う。支払不能や債務超過に陥った債務者の存在を前提に、その財産関係の清算や再起を企図する、裁判所所定の破産、再生等の倒産（処理）手続は、私的整理

---

\* 中央大学法科大学院教授

と対比される言わば国家公認の社会的インフラである。

もっとも、倒産事件の影響の広がり、手続を主宰する裁判所、あるいは中立の立場で現場を担うことになる破産管財人等の手続機関にとって、自明であるわけではない。そのため、裁判所の倒産手続は、誰がその渦中にあるかを社会に知らしめ、なかでも最も直接的な影響を受ける債権者には、この手続に参加の機会を与える必要があることになる。すなわち、その手続は対世的な効力のあるものとして、利害関係者全員に開かれたものでなければならず、手続の公開性、透明性は裁判所による倒産手続の生命線と言える。事案によっては、注目事件であるがゆえに事の成り行きが知れ渡る場合もあるが、問題はそれをどうやって制度的に担保するかである。つまり、ただ全員参加を待つだけでは幻想に終わりがねないので、それを擬制する仕組みの如何ということになろう。倒産手続に限らず、社会に開かれた裁判所の手続は、公衆との接点を確保してきた。それが送達や公告であり、また、訴訟手続の公開もまたしかりである（憲法82条1項）。しかし、裁判所の掲示板における公示、日刊紙や官報による公告は、現実に関係者全員の目に触れたかどうかではなく、その可能性を確保したところに意味があり<sup>1)</sup>、機会さえ与えられていれば現実の傍聴人が法廷にいなくても公開性の問題が生じないことと同様である。

倒産手続への公衆の関心は、裁判の傍聴や競売物件の入札とは異なる。債権者として直接の利害関係を有しその存在が関係者の間で判明していることがある一方で、存在が自明でなく、何らかの形で名乗り出てもらわないことには関係の有無がわからないことも少なくない。その意味で、倒産法は、手続にかかる重要事項を関係者に知らせる方法として、送達と公告を併用してきた（破10条<sup>2)</sup>。これは、日本に限らず、どこの国でも存在する問題である。

現行破産法では、その集団手続性に鑑み、公告を基本としている。すなわち、官報による公告で関係者に知らせ（破10条1項）、掲載の翌日には効力を生じ（同2項）、「一切の関係人に対して当該裁判の告知があったものとみな」される（同4項）。さらに、送達をしなければならない場合も、公告でこれに代えることができる扱いともなっている（いわゆる代用公告、破10条3項）。もっとも、事柄の性質上、個別の送達を省略できない場合がある<sup>3)</sup>。

本稿で問題とするのは、この官報公告である。その事務は裁判所書記官が取り扱うものとされ（破規6条）、官報を発行する国立印刷局にデータを送信し順次掲載される。国の公式広報誌たる官報は、現在はインターネットで誰でも自由に閲覧できる<sup>4)</sup>。公告内容が公告事項毎に異なるのは当然であるが、事件が特定されないことには意味をなさな

いので、事件番号、そして破産者の氏名(名称)・住所といった個人を識別する情報が欠かせない。しかし、これがデリケートな個人情報でもあることが本稿のモチーフへとつながる。

2009年、北海道函館市において、破産、再生にかかる官報公告をめぐるある出来事が一部で注目を集めた。それは、当該地域の経済週刊誌が、官報に掲載された破産、再生の公告の地元分を転載したというものであった。これに対し、近隣の人々に破産、再生の事実が知れ渡り、経済的再起に不都合が多いこと、またそもそも地元週刊誌に掲載されることが手続利用の妨げになりかねないこと、などを理由に弁護士会等が抗議を寄せることとなった。弁護士会と週刊誌の協議は物別れとなり、掲載は現在も続いている。これ自体は地方特有の問題にすぎないと言えなくもないが、実は考えさせられるところを多く含んでいたことに気づかされる。本件は週刊誌への転載という現象であったが、これがインターネットを介した情報の拡散であったならばどうであったか、事は函館だけの問題ではなかった。既に、外国でも真剣に議論がされている問題につながっているのである。

諸外国の状況も紹介しつつ、また破産の歴史やインターネットを介した高度情報化社会という今日の状況も視野に入れて、議論の素材を提供し読者と問題意識を共有できればと思う。

## II 倒産の歴史と公告

そもそも裁判所が関与する公式の倒産手続にとって、公告は知られていない利害関係者にも参加の機会を与える透明性の高い集団的な手続たる上で不可欠なものである。そして、破産で言えば、債権者は個別的な権利行使が制限され(破100条)、債務者は破産者として管理処分権を失うので(破78条1項)、大きく環境が変わる。すなわち、破産は、信用情報としても確実に把握されなければならないものである。しかし、そうした合理的な意義もさることながら、破産という現象が、私事に止まり得ず、公然性を帯びたものであることも深く影響する。それは、破産が他者からの信用に依えられなくなったという意味で、債権者に対する裏切りとして非難されることに関係する。むしろ歴史的には、破産は社会的な制裁を伴う破廉恥罪として始まったものであった。破産者には制裁として苛酷な身体的苦痛が待ち受け、債奴として晒し者にされる屈辱にも耐えなければならなかった<sup>5)</sup>。わが国においても、外国に比べると比較的寛大であったとはいえ、江

戸時代における「分散」では地域社会の中で差別的な扱いを受け、明治に入っただの家資分散法では選挙権・被選挙権の剥奪、破産でも破産者は各種の資格を制限された<sup>6)</sup>。そして、この各種の資格制限は、周知のとおり今日も続いている。その意味で、程度に差はあれ、破産は債務者に一定期間公然と負のレッテルを貼ることを必然としてきたことに思い至る。

すなわち、人知れずこっそり破産が済んでしまうなどといったことは考えられていないはずである。つまり、匿名でなく顕名であることでこそ効用があると言える。たとえば、自然人が破産を利用する最大の効用である破産免責は、誰がフレッシュスタートを切ったのかの特定が不可欠であろう。経済的破綻に至った人間が、破産という社会的インフラを使って尊厳の回復を期す以上、自らを露わにするのは当然で、破産は決してプライベートではない。このことは破産者自身も自覚していることであり（自己決定）、破産にかかる裁判内容が公告されること自体が問題視されることはないと思われる。

とはいえ、全国民にリアルにこれを知らせることは不可能であるから、そこはやはり関係者全員に知らせることもフィクションとしてこれを確保することが考えられる。前述のように、それが国の公式広報誌たる官報を利用するということである。これが紙媒体のみの時代には、実際にこれが世間の目に触れる機会は少なかったので、あたかも人知れず破産が済んだかの印象がありえたかもしれない。であるからこそ、それが週刊誌に転載されるや、地域限定のそれであっても、晒し者にされたという感覚となり問題となったのであろう。対外的なアナウンスは既に官報公告でなされており、それは免責を意図し自己破産している以上は、本来は覚悟の上での事と理解してよい。

しかし、函館の官報転載が思わぬ問題提起となったことは間違いない。それは官報がインターネットで誰でも閲覧できるようになったことで現実化した。すなわち、インターネットで誰でもアクセスできる情報は、容易に複製ができ瞬時に拡散されうる一方で、発信者の特定は困難でもある、そういう時空を超えた世界のものになってしまうということである。確かに紙媒体の官報も、図書館等で資料として保存されるわけだが、インターネットの世界では、情報は、地球規模でそして永続的に、きわめてアクセスが容易なものとして存在しているという意味で、広がりには比べ物にならない。そうなる問題は、いかに破産免責を求め自ら破産を決断したとはいえ、それが永遠のスティグマとしてついて回ることまで耐えなければならないのか、ということになってくる。

近時、盗撮や児童買春等の逮捕歴がインターネットの検索エンジンで簡単に知られてしまうことを苦痛とし、その削除を求めるという事案が大きな話題となった。すなわち、「忘れられる権利」として注目を集めたものである。直ちに、破産情報にこれを当ては

めうるものではなからうが、通ずる所はあろう。

そもそも、理論的に、わが国の現代の破産は、それ自体は当然に犯罪を構成するものではないし、破産法そのものに破産者を懲戒する思想をもっていない。否むしろ、権利義務の調整、そして免責による再起、と前向きなメッセージを志向している。しかし、破産の歴史を考えれば、簡単に払拭しきれない負のイメージがつきまとうことは避けられず、多岐にわたる資格制限がこれに追い打ちをかける<sup>7)</sup>。そう考えると、破産を一生のスティグマとして背負わせるのは忍び難いところであり、何らかの対処は必要であろう。制度的には、復権の制度で破産者は資格制限から解放される(破255条2項参照)し、同時廃止ないし少額管財処理に続く免責許可へと流れる大半の事件では、この制限期間は短期間でしかない<sup>8)</sup>。ところが、こうした制度的建前は、ネットで拡散しうる破産情報には全く無力と思われるので、格別の検討を要する課題ということになる。

以下、この問題はわが国だけの問題ではなさそうなので、幾つかの国における倒産公告の実情を眺めた上で、考えることにしよう。

### Ⅲ 世界の倒産公告

公告という表現はやや狭すぎるかもしれない。要は、周囲への影響が避けられない倒産現象を利害関係者に知らせる主宰者たる裁判所からする事件情報の発信ということである。今日では、裁判所ウェブサイトからの情報発信は当たり前になっており、その分、本稿にかかる問題が既に議論されている国もある。

#### 1. ドイツの倒産公告

ドイツにおける倒産公告の位置づけは、基本的にわが国のそれと近い。すなわち、倒産手続にかかる裁判を知らせる手段として、総則でこれを定めているという意味においてである(§9 InsO)。しかし、今日のインターネット社会の実情を踏まえ、2007年に、この倒産公告(Insolvenzbekanntmachung)の方法としてインターネットの利用を始めたことに注目する必要がある<sup>9)</sup>。すなわち、ドイツ倒産公式サイト<sup>10)</sup>から、住所や勤務先の表示で債務者を厳密に特定し、ドイツ全州に公告内容が行き渡るべきものとされた。さらに、後にも触れるが、2014年7月からは、EUの倒産ポータルサイト<sup>11)</sup>とのリンクで、ドイツの倒産公告はEU圏内にも公式に広がることとなった。もっとも、情報と

しての公告の内容自体は、債務者や管財人等の機関に関する最小限の情報に止まっているが、債務者の特定は明文で要求されていることであり、不備には厳格である<sup>12)</sup>。というのも、正確な公告で、債権者に手続参加の機会が与えられてこそ、債務者は免責を得た場合にその効力が対世的なものであること（§ 301 Abs.1 InsO）が正当化できるのであり、債務者の名前情報に不備があり、債権者が手続参加の機会が奪われるようなことがあってはならないと理解されるのである。

しかし、インターネット公告の利便性へと足を踏み入れたドイツは、デリケートな情報でもある倒産情報の要保護性の問題にもほどなく直面することとなった。すなわち、倒産手続の開始自体はその時点でこそ公表されるべき真実の情報であるとしても、いったんそれがインターネットの世界に流れると、そのデータ主体たる債務者にかかるマイナス情報として長くついて回るといふ弊害を引き起こしていることである<sup>13)</sup>。すなわち、その情報がネット空間に残り拡散してしまっていることで、再起に向けての新たな契約を拒否されたり悪い条件を強いられたりする現実である。Heyer 教授は、倒産手続にとって公告はその手続中は社会的に必要なものであるが、その必要性は時限的なものにとどまり、やがてはデータ主体たる債務者個人の忘れられる利益（Recht auf Vergessen）が優先しマイナス情報に永劫引きずられるようなことがあってはならない、と説く。

もとより、ドイツの司法はこの問題への取り組みを既に始めていた。というのも、インターネット倒産公告に踏み切るに際し、その施行規則（Verordnung）を用意し配慮がされていた。同規則は、簡潔なものではあるが、データの正確性、閲覧権（Einsichtsrecht）を確保する一方で、データの削除期間（Löschungsfristen）について定めていた。それによると、倒産公告の対象となったデータは、公告から2週間を経過した後は、情報を呼び出すには債務者の特定情報が必要となり（言い換えれば、原則として、利害関係のある者に閲覧が制限されることを意味する）、その上で、倒産手続の解止<sup>14)</sup>から6ヵ月が経つと削除されるものとされている。これは注目に値する規定ではあるが、インターネットの世界における事態の解決には必ずしも結びつくものではない。それは言うまでもなく、仮に倒産ポータルサイトから元データを削除したところで、いったん流れたデータは簡単に複製ができ拡散しうるものであり、それへの対処には何らなり得ていないことによる。つまり、施行規則が、所定期間経過後にデータ消去を義務づける名宛人は裁判所にすぎないので、企業や信用情報機関が公告直後のデータをスキャンしてしまえば、施行規則による閲覧制限や削除は気休めにしかすぎなくなるのである。

発信された直後の倒産公告は、消費者との取引の多い企業や信用情報機関にとっては

業務上重要な情報であり、これを確認するのは当然であり、保存し適宜利用することも自由である<sup>15)</sup>。データ主体たる債務者がそこからの保護を訴えるとなると、情報に関する一般法である個人情報保護法（Bundesdatenschutzgesetz）に求めるほかない。すなわち、日本で言うところのブラック情報をデータ主体が能動的に削除を求める、という方法である。もちろん、それには削除要件のハードルもある。Heyer 教授は、倒産ポータルサイトからの削除と個人情報保護法の規制が現在のところ調和がとれていないことを指摘し、明確な立法的解決の必要性を説くが、それには倒産情報へのアクセス権と個人情報保護の緊張関係に関する本格的な議論が盛んになることをまずは望んでいるように思える。

## 2. その他ヨーロッパ諸国の倒産公告

倒産手続に関する情報を広く知らせる必要性は、世界に共通する問題である。ドイツについては1. で述べたとおりであるが、そこで触れた EU の倒産ポータルサイトとの関係で、他の国にも若干言及しておきたい。これは、e-justice.europa として、言わば EU の電子司法情報システムの一環をなす。EU 加盟国の司法に関する各種データに、ワンストップでアクセスできるようその運用が始まったものであり、倒産法及び手続に関する情報もその一分野をなす。一応、加盟各国の情報にアクセスは可能ではあるが、本稿で問題としているところの「倒産公告」に関しては、まだ国毎に情報量に開きがある。

それは「倒産公告」を担当する事務（insolvency registers）体制の違いによるものと想像できる。というのも、現時点で、このポータルサイトから個別の倒産公告にアクセスが可能なのは、オーストリア、チェコ、ドイツ、エストニア、ラトビア、オランダ、ルーマニア、スロベニアの 8 カ国にとどまっているからである。そうすると、今の状態というのは、上記 8 カ国の倒産事件情報は、自国にとどまらず広くアクセスが可能であるのに対し、それ以外の国のそれに関しては、こうした便利なアクセス手段が確立していない、という跛行的な状態ということになる。したがって、イギリス、フランスといった主要国の倒産事件情報に関しては、この倒産ポータルサイトからではなく、国別のウェブサイトからアプローチする必要がある<sup>16)</sup>。もっとも、数年内には EU 加盟国における跛行状態は解消される予定である。

ここでは、簡単に、わが国の倒産法と若干の縁がある、オーストリアのそれについて紹介しておこう<sup>17)</sup>。倒産法における公告の意義づけは、日本やドイツとほぼ同じとみてよい。公告の典型である開始決定書に関して言えば、条文で詳細に定められている<sup>18)</sup>。

管轄単位でおよそ5年分の公告が蓄積されておりアクセス可能である<sup>19)</sup>。オーストリアの公告では、債務者特定情報として、氏名、住所のほか、生年月日（Geburtsdatum）も必ず記載されている点が目立つ。

このようにヨーロッパでは倒産公告ひとつ取っても各国で違いがある。圏内での国際倒産を視野に、倒産条約の試みや実務の調和が求められ、現在はEU倒産規則が存在しているところであるが、倒産法は各国の国内実質法が相当に違うところでもあった。それはこうした倒産公告も例外ではないことになる。EU倒産ポータルサイトは運用が始まったばかりで過渡期にあることを差し引いても、上記8カ国のように公告につき開放的であることが、個人情報の問題としてどうであるのか、気にならなくもない。EUでは過去の競売情報の事例で忘れられる権利が問題になっているからである<sup>20)</sup>。もっとも、倒産公告に特化したEU内の議論は、筆者の調査能力不足もあるが、それほど多くない。破産者に厳しく臨む旧来の伝統をもつ国も多いヨーロッパなので、議論があってもおかしくない<sup>21)</sup>。

### 3. アメリカの事件情報

続いてアメリカの状況を眺めてみたい。アメリカの連邦倒産法本体の中に、日本やドイツでいうところの公告に関する規定は存在しない。わずかに、規則に関係者に対する通知等の規定があるにとどまるが（連邦規則 R.2002）<sup>22)</sup>、通知は関係者に手続情報を知らしめる重要なものであり、かなり詳細である。しかし、本稿で取り上げるような問題は、こうした通知よりも、倒産裁判所のウェブサイトからの情報、及びクレーム・エージェントと呼ばれる専門業者の情報処理によるものではないかと思われる。これは、そもそも倒産事件を非訟事件とする日本と発想が異なり、倒産事件が公益にかかるものとして、一件書類は公開に供するものとされていることによる<sup>23)</sup>。

周知のとおり、アメリカの倒産裁判所・裁判官は、かなり特殊な位置づけにあるが<sup>24)</sup>、倒産事件にかかる情報に関しては、インターネットによるアクセスが容易になっている。まず、すべての倒産裁判所のウェブサイトから充実した内容の情報が発信されている<sup>25)</sup>。ここでは、直近の申立事件情報、Hearingのスケジュールが掲げられ、手続参加にかかるルールや書式も用意され、個別事件に関しては、Case Infoの所から、ほとんどの事件記録を入手できる<sup>26)</sup>。ダウンロードには所定の条件（電子認証）と費用が必要になる<sup>27)</sup>。プライバシー・ポリシーとして、アクセスが容易なのは最初の1年とされ、一連の事件記録は15年間保存されるが、アクセスの要件は以後厳格化する扱い



とされている。

また、倒産事件における実務上の対応としてアメリカ特有なものとして、クレーム・エージェントと呼ばれる専門業者が幅を利かせている。大型の案件を中心に、各倒産裁判所の認可を受け、事件にかかる通知や情報の開示を行うとともに、債権者からの債権届出やアクションを受理している。したがって、債権者は自分が利害関係のある事件についてはクレーム・エージェントのウェブサイトで情報を入手することが多いとのことである<sup>28)</sup>。

アメリカにおいて、倒産手続にかかる債務者情報がデリケートな問題となるのは、債権者申立ての場合のようである。自己申立て (voluntary case) にあつては、債務者は自働停止等の有用な効果を楽しむことができるので、申立てが知れることに痛痒は感じないと思われるが、債権者申立て (involuntary case) は事情を異にする。すなわち、不当な申立てで棄却となる場合もありうるどころ、申立ての事実が知れることで債務者に悪影響が出ないとも限らない。したがって、連邦倒産法では、債務者保護のため、記録の非公開化 (seal)、信用情報の作成禁止、記録の消去 (expunge) の規定がおかれている<sup>29)</sup>。その意味で、債務者の個人情報保護への配慮もみせるが、プライバシーよりも、表現の自由、知る権利を重視してきたアメリカでは、倒産情報は広く行き渡ることを原則として世の中が動いているのではないかと思われる。

#### 4. 台湾の倒産公告

台湾の倒産法は、その歴史的な理由もあり、日本法と密接なつながりがある<sup>30)</sup>。この点は、ほぼ同じ発想で倒産公告をすること、すなわち、官報の利用を基本とするという共通の現実につながる。そして、現在、台湾は倒産法の改正の途上にあるが、消費者倒産に関しては一足先に新制度がスタートを切っている。倒産公告が個人情報としてデリケートな問題となりうるのは法人より個人の場合であろうから、以下では、こちらを中心に扱うこととしたい。

というのも、基本となる倒産法典である破産法は、1935年に北京で国民党政府が制定したものが80年を超えた今も現行法である。しかし、機能不全で全面改正が急務であり、既に改正法案も出来上がっているが、種々の政治事情で成立に至っていない。これに対し、もともとは改正作業の一環であったところの消費者倒産の部分が、2007年に「消費者債務清理條例」として独立した形で制定・施行されるに至った。これによって、消費者倒産法制としては、世界でも指折りの充実したものが出来上がったのである

が<sup>31)</sup>、基本法典の改正に備え、新しい倒産処理スキルを先行採用したところが種々存在する。倒産公告もその一つである。すなわち、従来、官報や日刊紙といった紙媒体で行ってきた倒産公告にインターネット「資訊網路」を利用することとし、消費者事件で直ちに実施に移されたのである。具体的には、司法院のウェブサイト<sup>32)</sup>による。充実したウェブサイトであるが、その中の「資料查詢」に「消債事件公告」があり、そこに地方法院ごとに、新しいものから順に1年分、公告に加え、それにかかる法院の裁定の現物も添付ファイルでアクセスできるようになっている。

おそらく、インターネットでアクセスできる倒産公告としては、世界で最も充実したものと思われる。すなわち、例文処理となる狭義の公告そのものでは、債務者の氏名と個人番号（身分證統一番号）、それに事件番号が掲載されるにすぎないが、附件として法院の裁定の原文がPDFファイルで添付されており、それが半端ではない情報量となっている。裁定の原文にそのままアクセスできるので、当事者欄に債務者の住所情報が加わるのは当然として、手続が進行して、債権表、更生方案（計画）、配当について公告する段階になると、債権者の氏名（名称）、住所、そして具体的な債権額等も明記される<sup>33)</sup>。裁定の理由本文では、そうした個人情報を特に加工することもなく使用し、詳細な事実認定や説明を施している。ここまで、日本にいる、どの事件にも全く利害関係のない私でも、無料・無制限でアクセスできる。

既に確認したように、裁判所における倒産手続は影響が周囲に及ぶ公的なものである。そこが秘密裡に行うことも可能な私的整理とは違う。その意味で、公告は関係者への周知の手段として不可欠であり、周知の可能性という点で、今の時代においてインターネットを活用しない手はない。しかし、その情報の公開ぶりは半端ではない<sup>34)</sup>。この点に関し司法院の資訊処長の説明文書が2017年4月27日に出されている。それによると、消費者債務清理事件は、広くその影響が及ぶ可能性のある集団的なものであり、他の裁判所公告と違って、インターネット公告によることは合理的で費用の節約にもなると述べた後、この公益にかかる事件の公告において「債務者個人資料、自不宜省略」と債務者の詳細な資料を省略することは望ましくない、としている。この時期に、あえてこうした説明を公表したということは、何かしら関係者の不満があったかもしれないとも推測しえなくないが、詳細は報じられていない。

## IV 倒産公告情報のプライバシー性

冒頭 I でも述べたとおり、私的整理ではなく裁判所の倒産手続を選択したからには、それは秘密にすべきことではない。むしろ、債権者らの利害関係者にはそれを知った上で、集团的規律に服してもらう必要があるし、自然人で言えば、やがて許可される免責が再起に向け実効性をもつのはその情報がオープンになってこそであろう。これに対し、債務者の自己破産ではなく、債権者からの申立てにかかるような場合は、その後の展開次第でデリケートな状態と思われる。その意味で、債権者申立ての場合は慎重な扱いとするアメリカ法は適切なものと思われるが、開始決定になった場合は、秘密性はなくなるであろう。しかし、この情報が当該債務者に関するものとして、一生ついて回るほかないのかは、一考を要しよう。以下、順を追って考えてみたい。

### 1. 破産はスティグマか？

問題の典型である自然人の破産で考えると、確かにそれは一部の人間に起こる特異なエピソードである。これが、官報公告の中でもたとえば褒章叙勲などは、誇りとして周囲の記憶にとどめてほしいものであろう。片や破産はどうか。そこには破産をめぐる歴史的経緯、そして理屈では割り切れない、人間の心情に思いを致さないといけないうら。現在の日本の破産法は非懲戒主義で、それ自体に制裁の意味合いはないのだから気にやむ必要はない、と片付けてはいかにも建前論という気がするからである。

破産は周囲から非難を受け苛酷な扱いをされることから始まった<sup>35)</sup>。外国に比べると、日本は破産者には寛容であったとの評価もあるが、多くの資格制限に服するという意味で、数少ない公式の「身分」事項である<sup>36)</sup>。実際、外国では、法人の倒産との関係で、その経営に関与した役員に対する制裁として、資格制限に付する例がある。たとえば、イギリスでは、不適任 (unfit) な経営を行った取締役を一定期間の資格停止とする資格剥奪の制度 (Disqualification) が知られているし<sup>37)</sup>、フランスでも、取締役の制裁としての個人破産、経営禁止の制度がある<sup>38)</sup>。当然、これらは公示が前提となろう。確かに、取締役という個人に関する制度であるが、ビジネスの世界における制裁であり、生活者としての破産者が受ける制裁とは意味合いを異にしていよう。実際、イギリスの資格剥奪では、住所、氏名、生年月日とともに、どのような行為につきどれだけの期間

資格停止になっているか、詳細に公表されており、インターネットでアクセス可能である<sup>39)</sup>。

では、わが国において、破産者であることは、情報という点でどのようなものであろうか。破産が犯罪の一種であった時代であれば、「前科前歴」として、「忘れられる権利」が問題とされる中の一例とできる。しかし、詐欺破産罪等の犯罪類型が定められているが、起訴され、有罪となる例は従来からそれほど多くないし<sup>40)</sup>、公告の対象となる破産手続そのものとは切り離されている。とはいえ、殊更に強調したい事項でないことは確かであり、日常世界の意味では、むしろ不当な差別や偏見につながりかねない点で、前科前歴に準じて、要配慮個人情報に含む（個人情報保護法2条4項）<sup>41)</sup> 解釈もありえよう。かかる意味で、これに忘れられる権利の議論をもってくることは十分可能であろう。

また、現代の消費生活における信用情報という側面についても考えておく必要がある。すなわち、ローン取引やクレジットカード抜きの生活が考えにくい時代となった今日、我々は業者が蓄積した信用情報によって審査される立場に皆置かれておりこのことは承知している。現在、信用情報機関は幾つかに分かれており、蓄積する情報、基準、取り扱いに若干の差はあるが、倒産公告は確実にチェックされ、信用情報上、債務者区分が格下げとなる（いわゆるブラック情報）ことはほぼ間違いない。いったんこれが把握されると5年から10年は登録が残り、新規取引が不可能となり、現代の「村八分」のような疎外感を味合わされると聞く<sup>42)</sup>。信用情報に関しては、各自がこれを照会し、誤情報等は訂正を求めることもできるが、古くもない倒産公告の内容は削除を求めても通らない可能性が高い。しかし、いつまでも更生を妨げる方向で作用することに耐えるほかないのかどうかは一考の余地がある。

## 2. 人の更生と忘れられる権利

人間は誤りを犯す動物であり、人生に挫折も付き物である。死刑を存続している日本であるが、犯罪者の更生も刑事司法、そして社会の課題と認識されている。経済的な失敗である倒産も、その原因は様々なのであるから、一度の失敗で社会から抹殺することはせず、再起の機会を与えるのが現代の倒産法の哲学であろう。

破産法の条文でこれを確認すれば、目的規定で債務者の「経済生活の再生の機会の確保」を掲げ（1条）、その手段として免責及び復権の制度を用意している（248～256条）。免責に関しては、所定の不許可事由のチェックや債権者の意見申述の機会等のハードルがあるが、周知のとおり現実にはきわめて緩やかに運用されている<sup>43)</sup>。すなわち、経済

的な失敗には寛容な法制度を自負しているのであり、これをいたずらに妨害することは好ましくないし、そうした妨害は是正されなければなるまい。現在の破産免責の運用とそれに連動する当然復権（破255条1項1号）は、破産のレッテルがいったん公にされざるを得ないことを踏まえ、できるだけ早くこれを忘れさせ正常に戻そうとのスタンスを体现したものと理解できる。しかし、他方で、短期間での免責を回避する7年要件（破252条1項10号）が存在していることをどう考えるかという問題がある。それが短期間で免責を繰り返すモラル・ハザードを避ける趣旨であることは間違いがなく、その間は破産そして免責の前歴が「記憶されるべきこと」が前提となっている。言い換えれば、「忘れてはいけない」わけであるが、主としてそれは債務者本人に向けたものであって、周囲が殊更に他人の破産免責を論うことをよしとするものではないように思う。むしろ本人の自覚と更生努力に期待するとともに、これに水を差さない意味で、周囲は触れない、つまり「忘れる」やさしさをもって臨むくらいでないといふと再起は難しい。

そうすると、情報として前科前歴と破産が有する意味合いを考えても、それをみだりに拡散してほしくない本人の利益は十分に尊重に足るものであろう。官報がインターネットで配信されるようになった今日、現在のところ、前科前歴のインターネット掲示をめぐって議論が展開されている「忘れられる権利」は応用の余地があるはずである。もっとも、これ自体が新しい問題であり、その行方が気になるわけだが、日々、倒産公告が官報でインターネット配信されている現実を踏まえ、急いで議論を詰め対策を考える必要がある。

前科前歴の削除要求をめぐっては、多くの事例が報じられているところであるが、ここでは本年最高裁で判断されたものを確認しておこう<sup>44)</sup>。良くも悪くも、今後常に参考にされることは間違いない。事案は、児童買春容疑で逮捕され、罰金刑に処せられた者が、逮捕当日の報道記事がインターネットの検索結果として提供されることにつき、検索事業者に対し人格権に基づく削除を求めたものである。最初の仮処分では、検索結果により更生を妨げられない利益が受忍限度を超えて侵害されているとして削除が認められた。続く、保全異議審でもこれが維持され、その際、「忘れられる権利」に言及しこれを肯定した。ところが、保全抗告審では、削除することは、多数の者の表現の自由ないし知る権利を侵害することになるとし逆転し、忘れられる権利も否定されてしまった。これに対する、削除を求めていた者からの許可抗告が認められそれに応えたのがこの最決である。もちろん、この種の問題に関し初めて最高裁判断が示されたものである。

最高裁では、削除申立てを却下した原決定を支持し抗告を棄却した。忘れられる権利については言及されていないが、本件のような事例を、従来から問われてきた、表現の

自由とプライバシーの比較衡量の問題と位置づけた。すなわち、「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となる」と本件をこれまで最高裁で取り上げてきたプライバシー関連の判例に一例を加えるものと位置づける一方で、「検索事業者による検索結果の提供は、……現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている」と述べ、これを本件に当てはめた場合、逮捕事実が社会的に強い非難の対象とされるもので、それを公表されない法的利益が優越することが明らかであるといえない、としたのである。

これ自体大いに議論の余地があり、興味深いものであるが<sup>45)</sup>、「忘れられる権利」にこだわるかどうかはともかく、倒産公告にかかる情報も、プライバシー対表現の自由という脈絡で論じていくことに大きな異論は出ないものと思われる。すなわち、倒産、特に破産は社会的に非難されるべき行為と扱われてきた歴史を有し、それは今日も人々の破産に対する負のイメージにつながっており、ここに至った者にとっては、そこからの脱却、つまり更生が目標になっているという点で、前科前歴と共通するところがある。

### 3. 破産はいつ忘れられるべきか

破産が公になるのは致し方ない。債権者を始めとする利害関係者に参加の機会を与え、集団的に透明な手続であってこそ、再起に向けた免責も意味をもちうる。確かに免責は、保証人等には及ばずまた所定の債権を非免責債権としている意味で、絶対的なものではない(破253条1項2項)。しかし、存在を知っている債権者を意図的に名簿から落としたのでなければ、免責の効力が及ぶ<sup>46)</sup>のはまさに公告によって破産手続がオープンになっているからであろう。

忘れたい過去は誰にもある。借金の重さや厳しい取立てに苦しんだ末の破産であれば、一刻も早く忘れたいはずである。しかし、前述のように、裁判所の破産というオープンな手続に服することで免責を得た場合、本人にはむしろこれを糧とすること、つまり記憶した上での再起が求められていると考えるほかない。そうでないとしたら、逆に過去の7年間の免責チェックのための公的なデータベース化<sup>47)</sup>が進められていたはずである。万が一7年以内に再度の破産という事態になった際には本人から申告があるという信頼と引換えに、周囲にはこれを忘れてもらうこと、つまりプライバシーとしての保護を要請できるというものではなからうか。

破産事件に限っても、その事実が公にされる公告がなされる機会は非常に多い<sup>48)</sup>。一つの事件でそのすべてがなされるわけではなく、通常、自然人の破産手続で多く目に

するのは、開始決定・同時廃止、免責の意見申述、あたりであろう<sup>49)</sup>。そして、免責許可にすぐ流れる場合は、本籍地の破産者名簿への登録もない。その意味で、破産手続開始に至った事実は（たとえ同時廃止の場合でも）公告でオープンにする必要はあっても、注意深い利害関係者が認識できる程度の期間それが閲覧できる状態にあれば必要十分であり、いたずらに長く一般の目に晒しておく必要は基本的にないと考える。つまり、公表されない利益が優越する時期は早めに到来すると思われる。個別的な検討は他日を期したいが、破産事件の公告は、開始決定こそ一般に知らせる必要はあろうが、それ以外のものについては、利害関係者のみがアクセスできるような手続情報の告知で足りるようにも思う。

しかし、現代の問題は、開始決定だけでも、官報で、誰でも1ヵ月はインターネットを通じ無料で閲覧できる点に由来するものである。信用情報機関や業者はこれを毎日チェックしているのであるから、これを複製することも、自社のデータベースに反映することも可能である<sup>50)</sup>。また、無関係の者が閲覧しこれを拡散してしまうリスクもある。それがために、債務者がいつまでも破産者の汚名を引き摺り、更生に支障を来すことがあるとすれば是正されなければなるまい。検索事業者との関係での削除請求が破産情報につきどう展開できるかも要検討事項であるが、少なくとも、情報の発信源である裁判所は、債務者の経済生活の再生の機会確保にも意を尽くす必要があり、技術的にどのような方法が可能かという問題はあるが、無料のアクセス期間を経た後の公告情報が第三者の手で拡散したことを発見した場合にはこれを削除するよう求めるなどの配慮義務があるのではないか。また、信用情報として貯蔵されている破産の事実も、破産免責が確定した場合には、債務者は直接削除の要求ができてしかるべきであろう。

## V 倒産公告の今後

倒産は人間の社会的な関わりの中で発生するものであるから、純粹にプライベートなものではない。これにどう対処するかは社会の課題であり、その課題の中には破産者の更生を確保すること、すなわち再び社会に貢献できる人材として復活する足掛かりを築くことも含まれているだろう。人間の経済活動には個人差がある。すべての人間が順調な経済活動を送れるわけではない。窮地に陥った際に、それがために一生を棒に振らないためにも、破産という選択肢が用意されている。裁判所がこれを認め破産手続に入るということは、過去の負債問題にけりをつけ、生まれ変わろうとする前向きなチャレン

ジでもある。本来は胸を張ってもよいくらいのものであるのだが、債権者からの非難を背景にした制裁という側面から出発した破産は、今も恥の意識が上回る存在であるのが現実である。その意味でその情報は前科前歴に準じたものとして、扱いに配慮を要するものと考えべきであろう。したがって、公告を不要とすることは手続の効力を弱める面があるのでこれを完全にやめることはできないと考えるが、その利用に関しては現在より絞りをかけ、かつ、必要以上に長く情報として残しておくべきでもないように思う。しかし、既にインターネット配信される官報で倒産公告がなされている今日、いったん配信された情報の複製や拡散にどのような手立てが有効か、本稿では具体策の提示にはまだ至っていない。

また、これは主として個人の破産公告には妥当するであろうが、法人の場合、そして公告は再生手続でも更生手続でも広く利用されている。それらは手続情報の周知手段として有用である。手続関係文書の閲覧制限には既に対応がされているが（破12条、民再17条、会更12条）、公告に関してどのような問題が潜むか、検証が必要なものもあろう。課題を多く残した本稿であるが、各論的展開は他日を期すこととし、まずは問題の所在がお伝えできていれば幸いである。

#### 〈追記〉

本稿は、科研費・課題番号17H02473・代表町村泰貴の研究成果の一部である。また、台湾法の部分については、民事紛争処理研究基金の助成を受けている。

本稿執筆の過程で、宮下紘准教授に貴重なご指摘をいただいた。ここに感謝したい。

#### 注

- 1) 公告がされている限り、関係者がこれを実際に見たかどうかは問題ではない。たとえば、公告のほかに、破産債権届出期間、調査期日の通知がされていてもそれは補助的なものにすぎず、破産管財人には通知が適切にされているかどうか確認し債権の届出を催促する義務はないと解される、大阪高判平成28・11・17判時2336号41頁。
- 2) 民再10条、会更10条も同じ。本稿にかかる問題は、倒産各法に共通することが多いので、以下、条文の引用は破産法を原則とする。最終的には、個別的な検討を要する。注48参照。
- 3) たとえば、最終的に訴訟手続による解決が予定されている、債権の査定決定（破125条）、否認の請求の認容決定（破174条）、役員の実任査定決定（破179条）は、関係者の手続保障の観点から、送達が必要でない。
- 4) 直近30日分は、誰でも無料で閲覧できる。<https://www.kanpou.npb.go.jp> また、会員制で有料となるが、過去の分も含め、検索サービスが利用できる。
- 5) ヨーロッパ、特にフランスにおいて、破産が長く恥辱の側面を多くもっていた時代を経て、やがて財産の清算の側面が重視されるようになってきたことについて、小梁吉章「破産と恥辱」広島法科大学院論集4号35頁（2008年）。



- 6) 破産者に対する制裁に焦点を当てて、長いスパンで世界の倒産法制の変遷を辿ったのは、園尾隆司「破産者への制裁の歴史と倒産法制の将来」民訴雑誌 61 号 51 頁 (2015 年)。わが国が破産者には比較的寛大であったことが描き出されている。
- 7) こうした資格制限が望ましいことではないことについて鋭い指摘をしていたのは、宮川知法「破産債務者の職業保障—米国破産法差別禁止規定の紹介を兼ねて」民訴雑誌 36 号 217 頁 (1990 年)。しかし、伊藤眞ほか『条解破産法〔第 2 版〕』(弘文堂, 2014 年)の巻末に 38 頁にも渡って整理された資格制限の一覧表は、過去の話ではなく、現在進行形のそれなのである。
- 8) 破産者の本籍地の市区町村に対する通知も、現在は、復権の見込みがない場合に限定されている、伊藤ほか・前掲書(注 7) 261 頁。
- 9) 条文の訳は、竹下守夫監修『破産法比較条文の研究』(信山社, 2014 年) 84 頁 [上原敏夫]。
- 10) <http://www.insolvenzbeamtungen.de>
- 11) [http://e-justice.europa.eu/content\\_insolvency\\_110-de.do](http://e-justice.europa.eu/content_insolvency_110-de.do)
- 12) 免責の悪用を債権者がチェックする意味で、債務者のファーストネーム (Vorname) の表示の不備にも厳しくあることを示した BGH 判例がある (BGH, Beschl. 10. 10. 2013, ZVI 2014, 32)。
- 13) Hans-Ulrich Heyer, Insolvenzbekanntmachungen und Datenschutz, ZVI 2015, 45 がこの問題を扱っている。
- 14) 解止としたのは、ドイツ語で、sechs Monate nach der Aufhebung und der Rechtskraft der Einstellung des Insolvenzverfahrens の意識であり、包括的な手続終了を指す。
- 15) ドイツでは、執行法、倒産法との関係で、裁判所が債務者目録 (Schuldnerverzeichnis) という官製のブラックリストが活用されている。執行制度との関係における債務者目録については、三木浩一編『金銭執行の実務と課題』(青林書院, 2013 年) 193 頁以下 [青木哲]・219 頁以下 [坂田宏]。
- 16) イギリスの場合は、倒産局 (The Insolvency Service) のウェブサイトから倒産登録を探せる。<http://www.gov.uk/government/organisations/insolvencys/insolvency-service> また、フランスも、個別にアクセス可能である (追記に記載の科研費メンバーの稲垣美穂子准教授が確認している)。
- 17) 民事再生法の前身である和議法は、1914 年に制定されたオーストリアの和議法を参照にしたものであった。その後、改正は重ねながらなお存続している。松村和徳 = 木川裕一郎 = 畑宏樹 = 山田明美『オーストリア倒産法』(岡山大学出版会, 2010 年)。全条文の翻訳とともに、日本法、ドイツ法と比較する解説が施されている。
- 18) オーストリアは、現在も破産法と和議法が別建てで、裁判所の開始判断 (Edikt) については、破産法 74 条、和議法 4 条である。
- 19) EU の倒産ポータルサイトから、オーストリアの国旗をクリックすれば、Insolvenzdatei つまり、<http://www.edikte.justiz.gv.at/edikte/id/idedi8.nsf/>へアクセスできる。
- 20) これは、社会保険料滞納により不動産が競売にかけられた新聞記事が、滞納を解消してからもグーグルの検索結果に表示されたことにかかるものである。EU 司法裁判所の 2014 年 5 月 13 日の先決決定である。本決定については多くの文献で紹介されている。3 点だけ挙げておくと、石井夏生利『個人情報保護法の現在と未来』(勁草書房, 2014 年) 71 頁、中西優美子「EU における個人データ保護権と『忘れられる権利』」奥田喜道編著『ネット社会と忘れられる権利』(現代人文社, 2015 年) 25 頁、宇賀克也「『忘れられる権利』について」論究ジュリスト 18 号 27 頁 (2016 年)。
- 21) 倒産公告そのものではないが、イタリアで、破産した企業の商業登記簿に由来する情報に関し、その取締役がマーケット情報収集会社によって自分の名前が公開され続けているため削除ないし匿名化を求めたが、EU 司法裁判所によって、削除を正当化する事案ではないとされた最近の例がある。中央大学総合政策学部下紘准教授よりご教示いただいた。
- 22) R.2002 の全訳は、外国民事訴訟法研究会 (加藤哲夫代表)「アメリカ合衆国連邦倒産手続規則試訳〔3〕」比較法学 50 巻 1 号 214 頁 (2016 年)。

- 23) 連邦倒産法 107 条 (a) は、提出書類 paper や記録 dockets は、public record であり、無料 (without charge) で閲覧に供する (open to examination) ものと規定する。
- 24) 様々なエピソードを経て変遷を続ける未完のシステムとも言われる。藤本利一「アメリカの倒産手続と裁判所—未完の裁判所・裁判官に映るあるべき司法像の変遷」佐藤鉄男 = 中西正『倒産処理プレーヤーの役割』（民事法研究会，2017 年）324 頁，佐藤鉄男「倒産事件と裁判所」宮澤節生古稀『現代日本の法過程・上巻』（信山社，2017 年）672 頁。
- 25) 倒産裁判所のウェブサイトは、たとえば、<http://www.deb.uscourts.gov/> は、デラウェア州のそれであり、deb の部分を hib とすればハワイのそれになる。州名を略記し、bankrupt の b を加えればよい。
- 26) これについては、阿部信一郎編著『わかりやすいアメリカ連邦倒産法』（商事法務，2014 年）48 頁。具体的には、PACER (Public Access to Court Electronic Records) というシステムを利用することになる。
- 27) 営業秘密や個人情報の保護のため、公開停止等の保護措置を取りうることについては、連邦倒産法 107 条 (b) (c) に規定されている。
- 28) 阿部・前掲書 (注 26) 49 頁。クレーム・エージェントは、顧客のために様々な裁判所手続対応サービスを提供している。Epiq Systems 社などが知られている。
- 29) 連邦倒産法 303 条 (k) である。この個人情報保護については、福岡真之介『アメリカ連邦倒産法〔第 2 版〕』（商事法務，2017 年）424 頁。
- 30) 佐藤鉄男「台湾における倒産法の展開」事業再生と債権管理 157 号 119 頁 (2017 年)。
- 31) 消費者の債務清理は、更生と清算の 2 方式が用意されているほか、「協商」という債権者との任意の債務整理が、可能な限り前掲きとして試みられるべきことになっている。更生は日本の個人再生、清算が破産に相当すると考えればよい。
- 32) <http://www.judicial.gov.tw/>
- 33) 台湾の判決書・裁定書が実名のまま公開されることについては、蔡秀卿 = 王泰升編著『台湾法入門』（法律文化社，2016 年）160 頁 [王欽彦]。
- 34) ちなみに、中華人民共和国の破産法にも、倒産事件にかかる公告の規定がある (14 条)。沿革的に日本や台湾のそれに類似のものである。中国最高人民法院 (最高裁) のウェブサイト <http://www.court.gov.cn/> は充実している。別に、企業の破産重整情報のウェブ公開が始まったが、中国では個人の破産制度はない。
- 35) 小梁・前掲論文 (注 5)。周知のとおり、英語の破産 bankrupt は、破産者のベンチを壊す banca rotta に由来している。Charles Jordan Tabb, The History of Bankruptcy Laws in the United States, 3 Am. Bankr. Inst. L. Rev. p.7 (1995)
- 36) 現行破産法になってからは、免責の可能性がない場合に限定されるが、本籍地役場に破産者名簿 (これ自体は非公開) に記載される。平成 16 年 11 月 30 日民三第 113 号最高裁民事局長通達「戸籍事務司掌者に対する破産手続開始決定等の通知」が根拠である。これに記載のないことが、後見登記がないことと並ぶ「身分証明」事項となっている。
- 37) 中島弘雅「倒産責任としての取締役資格剥奪について」加藤勝郎 = 柿崎栄治古稀『社団と証券の法理』（商事法務，1999 年）437 頁，中村康江「英国における取締役の資格剥奪」立命館法学 273 号 2236 頁 (2000 年)・277 号 884 頁 (2001 年)。
- 38) 倒産手続との関係での経営者の財産上の責任、職務上の責任、刑事責任を包括的に紹介したものとして、張子弦「フランスの企業倒産手続における経営者責任」北大法学論集 67 巻 5 号 1806 頁・同 6 号 2068 頁 (2017 年)。
- 39) <https://www.insolvencydirect.bis.gov.uk/IESdatabase/viewdirectorssummary-new.asp> かなり歴大な資格剥奪の事例を確認できる。
- 40) 処罰条件、目的罪といった特徴を伴う独特の犯罪類型として知られる。
- 41) 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に

対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに配慮を要するもの。しかし、破産がこれに準ずると明示されているわけではない。否むしろ、経済産業省の個人情報保護委員会の「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン」(2017年2月)では、官報掲載の破産者情報は明示的に除外されている。中央大学総合政策学部宮下紘准教授よりご教示いただいた。

- 42) いわゆるブラック情報が信用情報として登録されること自体を憲法13条や14条に反するとすることはできないだろう、東京高判平成10・2・26金法1526号59頁。
- 43) 2008年から消費者の免責が日本と類似のものとなった台湾は、最初は1割、その後緩やかに上がったが、それでも5割ほどの免責許可率である。これについては、佐藤・前掲論文(注30)122頁。
- 44) 最決平成29・1・31民集71巻1号63頁。そこに至る経過は、仮処分がさいたま地決平成27・6・25判時2282号83頁、保全異議がさいたま地決平成27・12・22判時2282号78頁、保全抗告が東京高決平成28・7・12判時2318号24頁である。
- 45) 本件最決に言及したものとして、宮下紘「忘れられる権利」判時2318号3頁(2017年)。
- 46) 4年間請求のない債権者を名簿から落としたことにつき、免責の効果を認めないほどの過失がないとされた例として、神戸地判平成元9・7判時1336号116頁。また、事案の解決として問題は残るが、消費者金融会社の更生手続における過払金返還請求の届出の懈怠が失権につながることは、最判平成21・12・4判時2077号40頁。
- 47) 前述したように、現在は本籍地における破産者名簿は限定的なものとなっている。執行法との関係で、ドイツの債務者目録に相当するものが国への導入論が説かれているが(三木編・前掲書・注(15)364頁〔執行法制研究会〕)、個人情報の問題としては検討すべき課題は少なくないように感じる。
- 48) 破産法で公告が予定されるのは、包括的禁止命令(26条1項)、開始決定(32条)、開始の取消(33条3項)、計算報告書への異議(89条2項)、保全管理命令(92条1項)、財産状況報告集会(136条3項)、書面等投票(139条3項)、配当公告(197条1項)、同時廃止(216条3項)、異時廃止(217条4項7項)、同意廃止(218条3項)、破産終結(220条2項)、免責の意見申述(251条2項)、復権決定(256条2項)、責任制限手続廃止(264条2項)である。本来、それぞれ検証を要するところであるが、本稿では及んでいない。また、倒産公告は再生や更生にも存するところであり、これについても今後の宿題である。
- 49) 免責の許可・不許可決定については送達が必要とされ、公告で代えることは明文で否定されている(破252条3項4項)。
- 50) 実際、官報に掲載された倒産情報を集積し、利便性を高めて有料で提供するサービスも存在する。